平成２２年（フ）第５０４号
堺市美原区真福寺126番地６
破産者　的場　圭子
１　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
２　一般調査期日　平成23年11月７日午後３時
平成23年９月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７１号
埼玉県川口市大字安行原2755番地の８、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字東本郷1595番地の６
破産者　伊東　　潤
１　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
２　一般調査期日　平成23年11月28日午前11時
平成23年８月30日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３０号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目12番24号
破産者　平岡　正紀
１　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
２　一般調査期日　平成23年11月10日午後１時30分
平成23年９月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産管財人事務所変更

平成２０年（フ）第１３号
香川県三豊市高瀬町上麻3775番地
破産者　麻罐詰株式会社
破産管財人　安藤　誠基は次のところに事務所を変更した。
新事務所　香川県高松市古新町10番地３　砂屋ビル６階　弁護士法人アイウィル安藤法律事務所高松オフィス
平成23年８月31日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２０年（フ）第７５号
香川県三豊市詫間町詫間6326番地１
破産者　吉久　　武
破産管財人　安藤　誠基は次のところに事務所を変更した。
新事務所　香川県高松市古新町10番地３　砂屋ビル６階　弁護士法人アイウィル安藤法律事務所高松オフィス
平成23年８月31日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５０号
香川県三豊市詫間町詫間6907―15
破産者　株式会社四国技研工業
破産管財人　安藤　誠基は次のところに事務所を変更した。
新事務所　香川県高松市古新町10番地３　砂屋ビル６階　弁護士法人アイウィル安藤法律事務所高松オフィス
平成23年８月31日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１６号
香川県三豊市山本町神田3567番地２
破産者　森　　一茂
破産管財人　安藤　誠基は次のところに事務所を変更した。
新事務所　香川県高松市古新町10番地３　砂屋ビル６階　弁護士法人アイウィル安藤法律事務所高松オフィス
平成23年８月31日
高松地方裁判所観音寺支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４０６号
愛知県岡崎市井田町字１丁目263番地　サンシティ井田301、開始決定時の住所愛知県豊田市岩滝町滝坂416番地69
破産者　森迫　泰之
１　期日　平成23年10月31日午後３時50分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年９月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１９１号
山口県宇部市大字小野8059番地の１
破産者　株式会社小野組
異議申述期間　平成23年10月７日まで
平成23年９月２日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４９号
熊本県荒尾市万田1059番地
破産者　平野華代子
異議申述期間　平成23年11月２日まで
平成23年９月２日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３９２号
宮崎市大字本郷北方4447番地24
破産者　下窪　修二
異議申述期間　平成23年11月２日まで
平成23年９月２日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０５０号
東京都中央区日本橋本町３丁目１番９号
清算株式会社　メディトラック株式会社
代表清算人　平田　昌弘
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０５９号
東京都中野区中野５丁目23番13―703号
清算株式会社　株式会社中野管財
代表清算人　池内　茂哉
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０６１号
東京都渋谷区神宮前６丁目５番６号サンポウ綜合ビル
清算株式会社　株式会社らぶれ
代表清算人　岸　伊和男
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１０５号
鹿児島県霧島市隼人町内1068番地１
清算株式会社　藤田金物株式会社
代表清算人　藤田　達郎
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０２２号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社さつきサービス
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第６４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目16番４号
再生債務者　株式会社ララ・プラン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　澤野　正明
平成23年８月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第９号
宮崎県西都市大字下三財3436番地
再生債務者　多田産業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市別府町６番１号　ひまわりビル２階　弁護士法人松田共同法律事務所　弁護士　松田　公利
平成23年８月30日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
再生債務者　株式会社はつかり麺
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月２日から平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第３号
埼玉県川越市石原町２丁目３番地５
再生債務者　株式会社昭和
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月２日から平成23年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部